

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 (民間サービス実装タイプ)

令和7年度 募集要領

令和7年1月
国土交通省

目次

I. 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（民間サービス実装タイプ）について.....	1
1. 経緯.....	1
2. 募集対象.....	1
3. 事業概要.....	1
II. 応募について.....	1
1. 募集期間.....	1
2. 提出物.....	1
3. 提出方法・提出先.....	1
III. 補助対象事業の選定.....	2
1. 選定方法.....	2
2. 選定基準.....	2
ア. 応募要件.....	2
イ. 重点審査項目.....	2
IV. 事業の実施にあたっての留意点.....	3
V. Q&A.....	4

※本事業は令和7年度の予算が成立することを条件とした募集であり、採択等は予算成立日以降とします。

I. 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（民間サービス実装タイプ）について

1. 経 緯

国土交通省都市局では、2020 年から 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する「Project PLATEAU（プラトー）」を推進しています。プラトーの推進に当たっては、国が自ら 3D 都市モデルの効率的な整備手法の確立等を行うとともに、地方公共団体への 3D 都市モデルの整備・更新、活用等に対する支援を行ってきました。

今般、本プロジェクトの更なる拡大に向け、自治体業務等では開発困難な領域での活用方法が民間事業者により開発され、広く国民が 3D 都市モデルを活用した質の高いサービスや利便性を享受することができることを目的に、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業において、「民間サービス実装タイプ」（以下「本事業」という。）を令和 7 年度より開始します。

2. 募集対象

民間事業者等

3. 事業概要

本事業は、3D 都市モデルの整備、活用、推進に関する事業のうち、民間事業者等が事業主体となる事業を対象に支援するものです。

- ・補助事業者：民間事業者等
- ・補助率：補助対象経費の 1/2 以内又は 50,000 千円のいずれか低い額

II. 応募について

1. 募集期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）～ 令和 7 年 1 月 27 日（月）15:00 まで

2. 提出物

以下の資料を提出してください。※合計で 10MB 以内としてください。

- ・様式 B 1～4
- ・本事業に関する見積書
- ・上記データを統合した PDF データ

3. 提出方法・提出先

3D 都市モデルの整備、活用、オープンデータ化推進に関する事業の対象地となる都道府県（政令指定都市を事業の対象地とする場合は政令指定都市）の担当課を通じて、以下の提出先あてに令和 7 年 1 月 27 日（月）15:00 必着で提出してください。なお、補助金の活用にあたっては、事業の対象地が特定の市区町村等の場合は、市区町村等と十分に調整の上、提出ください。

【提出先】国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室
十川、関根、竹腰、中村
Tel:03-5253-8111(内線 32264、32265)
E-mail: sogawa-y2up@mlit.go.jp、sekine-k2jm@mlit.go.jp、
takegoshi-y2rb@mlit.go.jp、nakamura-m259@mlit.go.jp

Ⅲ. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

※令和7年度の予算が成立することを前提として実施しています。

2. 選定基準

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者（左記の者を構成員とするJVを含む。）であること。
- ② 事業内容が、以下の補助対象であること。
 - 一 3D都市モデルの整備に関する事業
3D都市モデルの整備又は更新に要する費用
 - 二 3D都市モデルの活用に関する事業
3D都市モデルを活用したサービスやソリューションを社会実装するためのアプリケーション・システム開発等に要する費用
 - 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用
- ③ 原則として、事業年度中に、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき②の二の事業により3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること。
- ④ ②の一の事業によって整備される3D都市モデルについて、以下のいずれにも該当すること。
 - 一 国が定める「3D都市モデル標準製品仕様書」及び「3D都市モデル標準作業手順書」に準拠して整備が行われること。
 - 二 可能な範囲で3D都市モデル関連データ一式（整備した3D都市モデル、ユースケースに係るコードリスト、XMLSchema、拡張製品仕様書、メタデータ、索引図、関連データセット等）をオープンデータとして公開されること。※その際、オープンデータ化されるデータの主権を市区町村に譲渡するとともに、ユースケースに係る当該データの複製データを国土交通省都市局に譲渡すること。
※ 3D都市モデル関連データ一式をPLATEAU CMSにアップロードし、PLATEAU VIEW及びG空間情報センター等に公開するための調整を含む。
- ⑤ 事業主体が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員でないこと。
なお、本事業への応募をもって、下記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとします。

イ. 重点審査項目

以下の項目を重点的に審査し、本事業を実施する事業主体を選定する予定です。

- ① 取組内容が明確であること
- ② 取組内容が先導的、先進的であり、公益性を有すること
- ③ 取組テーマが、社会課題の解決に資する民間サービス（例：「防災・安全」、「まちづくりGX」又は「都市・地域の活性化」に関するいずれか（複数の組み合わせも可能）に取り組むもの）であること。
- ④ 当該事業で得られた知見（ビジネスモデルや開発技術の基本アーキテクチャ）につ

- いて、国土交通省に提出し公開できる内容が多いこと
- ⑤ 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
 - ⑥ 取組の持続性・継続性が高いと期待されること

IV. 事業の実施にあたっての留意点

本事業の実施に際しては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び事業制度要綱、補助金交付要綱の規定の他、下記の事項を遵守してください。

(交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

(補助金の対象経費)

- ・ 補助金の交付前に着手した事業は補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手してください。したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(他の補助金との併用)

- ・ 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。なお、同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとする場合、または事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得てください。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、事業が目標どおりに進んでいるかの報告を求めます。その場合は、国土交通省が指定する様式にて進捗状況の報告してください。

(実績報告)

- ・ 補助事業を完了後、実績報告書を提出してください。
- ・ 公開可能な知見について、事業主体から国土交通省都市局に提出してください。国土交通省都市局において国土交通省のHPに掲載する予定です。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります(年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。)

(事業の実施後)

- ・ 本事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）について、交付年度終了後5年間保存してください。
- ・ 本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、定期的な追跡調査に協力してください。

(財産処分の制限)

- ・ 本事業で取得した財産等を処分しようとするときは、「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」（平成20年12月22日国都総第2449号）の規定に順じた申請を行い、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてください。

V. Q&A

1	1の民間事業者等が複数地域を対象に応募することは可能ですか。	3D都市モデルの整備に関する事業がない場合は1つの応募様式で応募可能です。その場合の提出先は、3D都市モデルの活用に関する事業の主な実施地域の都道府県または政令指定都市経由で提出してください。 3D都市モデルの整備に関する事業を含む場合は、整備する市区町村単位でそれぞれ応募様式を作成し、市区町村の了解を得た上で都道府県または政令指定都市経由で提出してください。
2	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
3	提出物の事前確認をしてもらうことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
4	交付決定はいつ頃になりますか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2か月を要する場合があります。内定通知後は速やかに交付申請を行ってください。
5	補助金支払い時期はいつ頃になりますか。	事業完了後に支払いとなります。
6	知見の公開はどのようにされますか。	公開可能な知見について、事業主体から国土交通省都市局に提出し、国土交通省都市局において国土交通省のHPに掲載する予定です。
7	補助事業により得られる技術や知見・権利は、だれに帰属しますか。	補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します。そのため、特許や商標等を取得・登録も可能です。
8	都道府県または政令指定都市の担当課はどのように確認すればいいですか。	都道府県または政令指定都市へ直接お問い合わせいただくか、国土交通省都市局担当者へお問い合わせください。
9	提出期限までに都市局に提出するためには、都道府県または政令指定都市の担当課へいつまでに提出すれば間に合いますか。	都道府県または政令指定都市の担当課へ直接、確認してください。 令和7年1月27日(月) 15:00までに都道府県または政令市の担当課へ提出いただいても、都市局へ提出されていないものは無効とします。
10	都道府県または政令指定都市が、自治体向け補助を活用予定のため作成している事業計画書がある場合、別途作成する必要はありますか。	都道府県または政令指定都市が、自治体向け補助を活用予定のため作成している事業計画書がある場合は、その事業計画書に本事業内容も併記してください。(1の自治体から提出いただく事業計画書は1つとします。)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 民間事業者等の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上